

京都市告示第 26 号

地方自治法施行令第158条第1項第4号の規定に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、一般社団法人京都府建築士会を京都市公金収納受託者とし、都市計画関係地区の販売代金の徴収事務を委託します。

平成26年4月1日

京都市長 門川 大作
(都市計画局都市企画部都市計画課)